

投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国
との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	投資（第一章）	一
(1)	定義	一
(2)	内国民待遇	一
(3)	最恵国待遇	一
(4)	待遇に関する最低基準	二
(5)	裁判所の裁判を受ける権利	二
(6)	世界貿易機関設立協定との関係	二
(7)	適合しない措置	二
(8)	透明性	二
(9)	腐敗行為の防止に関する措置	二
(10)	投資家の入国、滞在及び居住	三
(11)	収用及び補償	三
(12)	武力紛争、内乱、国家緊急事態又はこれらに類する事件の際の待遇	三
(13)	代位	三
(14)	資金の移転	三

(15)	一般的例外	三
(16)	安全保障上の措置	三
(17)	企業の社会的責任	四
(18)	一時的なセーフガード措置	四
(19)	租税に係る課税措置	四
(20)	信用秩序の維持のための措置	四
(21)	知的財産権	四
(22)	健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準	四
(23)	利益の否認	五
2	紛争解決（第二章）	五
(一)	両締約国間の紛争の解決（第一節）	五
(二)	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決（第二節）	五
(1)	一般規定	五
(2)	仲裁人の選定	五
(3)	仲裁の実施	五
(4)	手続の併合	六
(三)	文書の送達（第三節）	六
3	合同委員会（第三章）	六
4	最終規定（第四章）	六
(1)	見直し	六
(2)	最終規定	六

	5
附属書	5
(1) 日本国の表	6
(2) アルゼンチン共和国の表	7
三 協定の実施のための国内措置	7

一 概説

1 協定の成立経緯

平成二十八年（二千十六年）九月に日本国とアルゼンチン共和国との間で投資協定の交渉を開始することについて意見が一致したことを受け、同月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成三十年（二千十八年）十二月一日にブエノスアイレスにおいて、我が方アルゼンチン福嶋大使と先方フオリー外務宗務大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、両国間の経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文三十二箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 投資（第一章）

(1) 定義

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の企業」、「投資活動」、「区域」等について定義している（第一条）。

(2) 内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与えること等について規定している（第二条）。

(3) 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について規定している（第三条）。

- (4) 待遇に関する最低基準
一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること等について規定している（第四条）。
- (5) 裁判所の裁判を受ける権利
一方の締約国は、自国の区域において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨規定している（第五条）。
- (6) 世界貿易機関設立協定との関係
この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない旨規定している（第六条）。
- (7) 適合しない措置
附属書Ⅰの自国の表に記載する分野等に関して維持する現行の措置については内国民待遇等の義務は課されないが現状維持義務が課されること、附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については内国民待遇等の義務は課されず、及び現状維持義務も課されないこと、一方の締約国が附属書Ⅰの自国の表に記載する分野等に関して維持する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は修正又は措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること等について規定している（第七条）。
- (8) 透明性
各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす自国の法令等を速やかに公表すること等について規定している（第八条）。
- (9) 腐敗行為の防止に関する措置
各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保する旨規定している（第九条）。

- (10) 投資家の入国、滞在及び居住
- 一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人等の入国等に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う旨規定している（第十条）。
- (11) 収用及び補償
- いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨規定している。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等について規定している。（第十一条）
- (12) 武力紛争、内乱、国家緊急事態又はこれらに類する事件の際の待遇
- 一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、武力紛争等により自国の区域にある投資財産が被った損失に関して自国が採用し、又は維持する措置について、差別的でない待遇を与えること等について規定している（第十二条）。
- (13) 代位
- 自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利の代位等について規定している（第十三条）。
- (14) 資金の移転
- 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、不当に遅滞することなく行われることを認めること等について規定している（第十四条）。
- (15) 一般的例外
- 千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す旨規定している（第十五条）。
- (16) 安全保障上の措置

この協定のいかなる規定も、締約国が、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等をとることを妨げるものと解してはならない旨規定している（第十六条）。

(17) 企業の社会的責任

両締約国は、各締約国が自国の区域において活動する企業又は自国の管轄の下にある企業に対し、企業の社会的責任に関する国際的に認められた基準等を自発的に当該企業内の政策に取り入れるよう奨励することの重要性を再確認する旨規定している（第十七条）。

(18) 一時的なセーフガード措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合、資本の移動が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合等には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができ旨規定している（第十八条）。

(19) 租税に係る課税措置

この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等について規定している（第十九条）。

(20) 信用秩序の維持のための措置

締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとることを妨げられない旨規定している（第二十条）。

(21) 知的財産権

両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護等を促進することについて規定している。また、この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について規定している。（第二十一条）

(22) 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び

第三国の投資家による投資を奨励することが適當でないことを認めること等について規定している（第二十二条）。

(23) 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができると等について規定している（第二十三条）。

2 紛争解決（第二章）

(一) 両締約国間の紛争の解決（第一節）

この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に付託すること等について規定している（第二十四条）。

(二) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決（第二節）

(1) 一般規定

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によつて解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等について規定している（第二十五条）。

(2) 仲裁人の選定

仲裁廷は、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意によつて任命されて仲裁廷の長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成すること等について規定している（第二十六条）。

(3) 仲裁の実施

仲裁廷は、紛争の範囲内である事実に関する問題又は法律上の問題についての利害関係を有する第三者の書面による意見を考慮することができることについて規定している。また、被申立人が当該仲裁廷の設置の後四十五日以内に要請する場合には、紛争が当該仲裁廷の権限の範囲外である旨の異議等について迅速に決定すること等について規定している。（第二十七条）

(4) 手続の併合

仲裁に別個に付託された二以上の請求が併合される場合について規定している（第二十八条）。

(三) 文書の送達（第三節）

この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書の送達先について規定している（第二十九条）。

3 合同委員会（第三章）

この協定の目的を達成するために設置する合同委員会について規定している（第三十条）。

4 最終規定（第四章）

(1) 見直し

両締約国は、この協定の効力発生の後にアルゼンチン共和国が国債を除外する規定を含まない協定等に該当する多数国間又は二国間の投資に関する国際協定を締結したときは、この協定の対応する規定を改正し、又はこの協定に関連する規定を加えることを目的として見直しを行う旨規定している（第三十一条）。

(2) 最終規定

両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告する旨及びこの協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる旨規定している。また、この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従って取得されたものについても適用する旨規定している。さらに、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、当該終了の日から更に十年間引き続き効力を有すること等について規定している。（第三十二条）

5 附属書

第七条の規定に従い、第二条（内国民待遇）又は第三条（最恵国待遇）の規定により課される義務に適合しない両締約国の措置に係る分野等について規定している（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ）。その概要は、次のとおりである。

(1) 日本国の表

現行の措置に関する留保を行う分野等として農林水産業等、銀行業、熱供給業、電気通信業等、医薬品製造業、皮革製造業等、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、警備業、航空運輸業、貨物利用運送事業、鉄道業、道路旅客運送業、水運業及び上水道業の分野等を掲げている（附属書Ⅰ）。また、全ての分野において、三の将来の措置（公的企業等の持分等の移転又は処分に關する措置、電信サービス等の特定の活動に關する措置及び二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置）に關する留保事項について規定しているほか、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業、漁業、情報通信業、土地取引に關する事項、社会事業サービス等及び運輸業の分野において、八の将来の措置に關する留保事項について規定している（附属書Ⅱ）。

(2) アルゼンチン共和国の表

現行の措置に關する留保を行う分野等として化学工業生産品製造業、金融業等の分野等を掲げている（附属書Ⅰ）。また、全ての分野において、四の将来の措置（不動産等の取得に關する措置、後発開発途上地域の開発を促進するための措置、公的企業等の持分等の移転又は処分に關する措置及び先住民等に対して權利又は特惠を与える措置）に關する留保事項について規定しているほか、鉱業等、漁業等、文化産業、原子力、製造業、人の健康、バイオテクノロジー及びサービス貿易の分野において、八の将来の措置に關する留保事項について規定している（附属書Ⅱ）。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

